

# 福島県最低賃金について

8月7日に、福島県最低賃金（時間額）を900円（+42円）に上げる答申がなされた。

## 1 福島県最低賃金審議会が福島労働局長に答申

- (1) 福島県最低賃金審議会（会長：福島大学経済経営学類教授 熊沢 透）は、福島県最低賃金時間額について現行の時間額858円を42円（4.9%）引上げ、**900円**に改正するよう、福島労働局長に答申。
- (2) 今後、福島労働局では、異議申出に対する手続や決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正することとなる。  
（「2023(令和5)年10月1日」から適用予定）

※福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されるもの。

※地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法40条に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法120条に罰則(30万円以下の罰金)が定められている。

## 2 最低賃金答申の経緯

- 都道府県をA（東京都、大阪府など6都府県）・B（福島県、富山県など28道府県）・C（青森県、熊本県など13県）の3グループに分類
- 厚生労働省・中央最低賃金審議会において、上げ幅をAグループは41円、Bグループは40円、Cグループは39円と上げ額の目安を提示した。（2023.7.28）
- 福島県地方最低賃金審議会において、福島県はBグループの40円にさらに2円の上乗せを行い900円を答申。（2023.8.7）
- （参考）①東京都 1,113円 ②神奈川県 1,112円 ③大阪府 1,064円 ……  
④徳島県・沖縄県 896円 ⑤岩手県 893円 全国加重平均 1,004円

## 3 福島県最低賃金の推移

年度	時給額	引上げ額	引上げ率	発効日
2019	798円	26円	3.4%	2019.10.1
2020	800円	2円	0.25%	2020.10.2
2021	828円	28円	3.5%	2021.10.1
2022	858円	30円	3.6%	2022.10.6
2023	900円	42円	4.9%	2023.10.1(予定)

